

亀山市と中北薬品株式会社との包括連携に関する協定書

亀山市（以下「甲」という）及び中北薬品株式会社（以下「乙」という）は、亀山市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携を図り、市民の健康づくりに関することなど必要な取組を実施することで、亀山市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携する。

- （1）健康づくりに関すること
 - （2）高齢者・子育て支援に関すること
 - （3）災害時における支援に関すること
 - （4）その他地域の活性化、市民のサービス向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る）を、相手方の事前の書面による承諾を得ず、連携事項の遂行以外の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月末までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出が無い場合は、有効期間が満了する翌日から更に1年間本協定は更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定の解約）

第6条 甲と乙は、本協定の解約を申し出る場合、甲又は乙のいずれかが解約を希望する日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約をすることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は互いに誠意を持って協議し、これを取決めするものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 2月 8日

甲 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市

亀山市長 櫻井 義之



乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号

中北薬品株式会社

代表取締役社長 中北 馨介

